

瑕疵保証

OM総合保証

建物瑕疵保証とは？

住宅瑕疵担保責任保険の内容

住宅瑕疵担保責任保険とは

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(住宅瑕疵担保履行法)が2009年10月に全面施行されました。この法律は、新築住宅を供給する事業者に対して、瑕疵の補修等が確実に行われるよう、保険や供託を義務付けるものです。

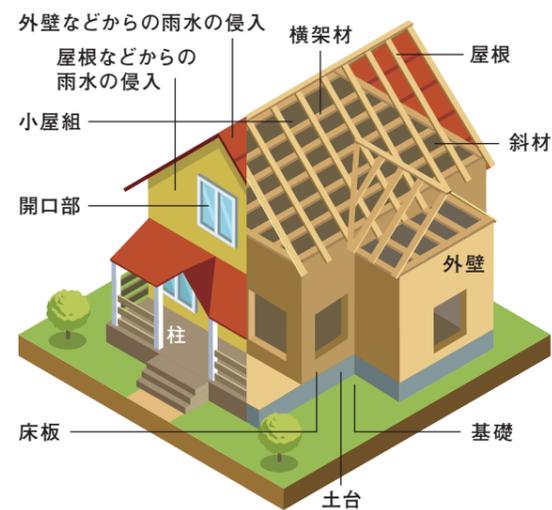
この保険は、国土交通大臣指定の保険法人のみが提供できます。

工務店のもしもの時にも安心です。

万が一、事業者の倒産などにより、瑕疵の補修が行われない場合には、お施主様から直接保険法人に保険金を請求することもできます。

どんなケースが保険の対象になるの？

住宅瑕疵担保履行法では、構造耐力上主要な部分および雨水の侵入を防止する部分に関わる10年間の瑕疵担保責任を対象としています。住宅瑕疵担保履行法では、構造耐力上主要な部分および雨水の侵入を防止する部分に関わる10年間の瑕疵担保責任を対象としています。



木造(在来工法軸組工法)の戸建住宅
(例)2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成

保険期間 保険期間は原則として住宅の引渡日から10年間です。

保険金額・限度額(戸建住宅の場合)

保険金額(1住宅あたり限度額):2,000万 ※オプションにより3,000万、4,000万、5,000万が選択できます。

調査費用限度額(1住宅・1事故あたり):補修金額の10%または10万円のいずれか大きい額。ただし、調査費用の実額または50万円のうち小さい額を限度とします。仮住まい・転居費用限度額(1住宅あたり・1事故あたり):50万円 ただし、実額を限度とします。

免責金額および縮小てん補割合

事業者の倒産等の場合において、お施主様が保険法人に直接保険金を請求する場合の免責金額および縮小てん補割合は次のとおりです。

免責金額は(自己負担額):1事故につき10万円 縮小てん補割合:100%

OM総合保証制度の住宅瑕疵担保責任保険については瑕疵担保責任保険法人である株式会社ハウスジューメンと提携しています。保険の詳細については「ハウスジューメン重要事項説明書」をよくご確認ください。

手続について

手続の流れ

1

総合保証にお申込ください

OM総合保証会員工務店に「OM住宅総合保証制度」を利用して建築することをお申込みください

2

総合保証登録

お申し込み後、建築主様邸を「OM住宅総合保証登録物件」として登録します。
手続きはすべて工務店が行います。



3

着工

4

第一回瑕疵検査(基礎配筋時)

住宅の品質を高いレベルで確保するため、独自の施行基準による検査を実施します。

5

第二回瑕疵検査(屋根工事完了時)

6

第三回瑕疵検査(建物完成時)

7

保険証券及び付保証明書の発行

建築主様には保険付保証明書が発行されます。工務店よりお受け取りください。